

令和5年度第1回定期監査

監査の種別	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の対象	総務部 契約管財課
監査の範囲	令和5年4月1日から令和5年9月30日までににおける事務の執行
実施期間	令和5年10月5日から令和5年12月26日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 清水 義朋

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p>(1) 福生市役所庁舎消防計画について</p> <p>前回監査時にも指摘しており、現在、消防計画内容の修正を行うため、消防署と修正内容について協議中とのことであるが、この5年間で目立った改善が見られない状況が見受けられた。</p> <p>消防計画は、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的に定める重要なものであり、実際に運用できる計画の作成を早期に行われたい。</p>	<p>東京消防庁提供の消防計画最新フォーマットを基に、福生消防署の助言を受けながら庁舎の実情に合わせた消防計画を作成中。</p>

【意見・要望等】

意見・要望等	改善等措置
<p>(1) 超過勤務について</p> <p>特定の職員に超過勤務の偏りが見受けられた。</p> <p>年度当初の契約事務のためとの事だが、在職年数が長く、経験や知識が豊富な職員に事務処理の負担が増えている傾向が見受けられる。</p> <p>人事異動等により職員が替わった際にも特定の職員に事務処理の負担が偏らないよう、職員間のバランスの取れた事務分担を行うよう要望する。</p>	<p>契約系の業務については年々増加しており、職員増員の要望を行っている。突発的に対応を行う契約事務も多いことから、人員増を含めた事務分担の調整を進めている。</p>
<p>(2) 備品の管理について</p> <p>備品の現存確認については、年1回会計課が作成する備品台帳一覧を基に実施しているとのことだが、契約管財課では、担当課の備品に限らず、公用車や事務机等の備品についても管理を行っており、その数は膨大なものであるために、毎年度の確認は行っていない状況が見受け</p>	<p>重要備品については毎年実施し、その他の通常備品については、施設別、フロア別等に分割して確認を実施し5年周期で全件の確認を行う等、実施方法の見直しを検討中。</p>

られた。

職員の数、時間的にも限りがあり、年1回の確認の時期に全てを確認することは難しいと思われるので、重要備品や取得金額の高いものから優先度をつけて、数年間で一度確認を行う等、備品確認については、実施漏れの無いよう課内でルール化を行い、適正な維持管理に努めるよう要望する。

令和5年度第1回定期監査

監査の種別	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の対象	市民部 保険年金課
監査の範囲	令和5年4月1日から令和5年9月30日までにおける事務の執行
実施期間	令和5年10月5日から令和5年12月26日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 清水 義朋

【意見・要望等】

意見・要望等	改善等措置
<p>(1) 葬祭費の支払い方法について</p> <p>葬祭費の支払いについて、口座を保有していない方の対応として、現金支給が行えるよう毎月5万円資金前渡を受け、課長名義の口座に入金し、支出がないため翌月精算し戻入する手続きを毎回繰り返している。通帳は会計課金庫内に適正に保管されているが、ここ数年葬祭費を現金で支給するケースもなく必要性が感じられない。事務処理の効率化を図る観点からも、資金前渡による方法を廃止するよう要望する。</p>	<p>葬祭費の支払い方法（現金支給を行うための資金前渡）について、課内の職員相互で改めて協議した結果、ここ数年現金支給のケースがなく、今後にわたって現金支給のための準備を行う必要性は低いと判断した。事務処理の複雑さや効率化を図る観点からも令和5年11月を最後に資金前渡による方法を廃止した。</p>
<p>2) 郵券（切手）の管理について</p> <p>1係において郵券を保有していた。適正に保管されているものの、管理簿は簡易なものであったため、紛失等の恐れもあることから、2名以上の職員による残数の確認の上、管理職の決裁欄を設け、適正に管理するよう要望する。</p> <p>また、郵券の使用状況を確認したところ、使用頻度が低く、郵券を保有する必要性が感じられない。このため今後は追加購入をすることなく、保有郵券を全て使用された後は廃止を検討するよう要望する。</p>	<p>郵券（切手）の管理については、複数の職員による確認と、管理職の決裁欄を設けるために様式を改め、適正な管理に努めている。</p> <p>今後は、切手を保有する必要性がないことから、追加購入せず、現在保有している切手を課内の郵送物に使用することで使い切り、その後に廃止としたい。</p>